

委託契約書

石狩湾新港管理組合（以下「委託者」という。）と
(以下「受託者」という。)とは、石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務の委託について次のとおり契約する。

特定除雪業務共同企業体

（委託業務）

第1条 委託者は、別冊の石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務処理要領、石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務仕様書及び図面（位置図、設計図、業務数量総括表、数量算出書）(以下「設計図書等」という。)に掲げる委託者が管理する道路及び施設の除雪業務（以下「業務」という。）の処理を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

（処理の方法）

第2条 受託者は、設計図書等に従い、業務を処理しなければならない。

2 前項の設計図書等に定めのない事項については、委託者受託者協議して処理するものとする。

3 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、既に行った指示等を書面に記載し7日以内に相手方に交付するものとする。

5 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、その協議内容を書面に記録するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は令和 年 月 日から令和6年3月31日までとする。

（関連業務等の調整）

第4条 受託者は、受託者の処理する業務及び委託者の発注に係る第三者の実施する他の業務又は工事等が、密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき調整を行うものとする。この場合において、受託者は、委託者の調整に従い、第三者の行う業務又は工事等の円滑な実施に協力しなければならない。

（業務処理計画書）

第5条 受託者は、この契約締結後7日以内に設計図書等に基づいて業務処理計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務処理計画書を受理した日から7日以内に、受託者に対しその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により委託期間又は設計図書等を変更した場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務処理計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのを「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

（業務の単価等）

第6条 業務に対する委託料を算出するための単価は、別表に掲げる単価とする。

（委託料の最低保証額）

第7条 委託料の最低保証額は、別紙のとおりとする。

（委託料）

第8条 委託者は、業務に対する委託料として、次の各号により算出した額の合計額に当該額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を受託者に支払うものとする。ただし、当該額が前条に定める最低保証額に満たないときは、当該最低保証額を受託者に支払うものとする。

（1）別表1に掲げる作業については機械毎に、その作業に応じたそれぞれの1時間当たりの単価に、それぞれの実作業時間（1時間未満の端数が生じた場合30分までは算定し、30分未満は翌月へ繰越。最終月は30分未満も算定。）を乗じる。

（2）別表2に掲げる作業については、1時間当たりの単価に、実作業時間（1時間未満の端数が生じた場合30分までは算定し、30分未満は翌月へ繰越。最終月は30分未満も算定。）を乗じる。

2 受託者は、第7条に規定する最低保証額の10分の3以内の前払を請求することができる。

3 受託者は、前項の規定により支払を受けた前払金をこの業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、動力費、支払運賃、仮設費、労働災害補償保険料及び保険料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

4 委託者は、第2項の規定により請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければ

ならない。

5 受託者は、委託者が前項の規定による支払いを遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合において、受託者は、あらかじめその理由を明示して、その旨を委託者に通知しなければならない。

6 中止の際に生じた増加費用、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、委託者は必要な費用を負担しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第10条 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が設計図書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の主な部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

5 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項通知を請求することができる。

(業務担当員)

第11条 委託者は、業務担当員を定めたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。業務担当員を変更したときも同様とする。

2 業務担当員は、この契約の他の条項に定めるもののほか、設計図書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 業務の目的を達するため、業務の処理について、受託者の業務処理責任者に対して指示すること。

(2) 設計図書等の記載内容に関する受託者の業務処理責任者の確認の申出に対して承諾を与え、又は質問に対して回答すること。

3 委託者は、2名以上の業務担当員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの業務担当員の有する権限の内容を受託者に通知しなければならない。分担を変更したときも同様とする。

4 第2項の規定による業務担当員の指示又は承諾は原則として、書面により行わなければならぬ。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書等に定めるものを除いて、業務担当員を経由して行うものとする。この場合においては、業務担当員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務処理責任者)

第12条 受託者は、業務の処理について業務処理責任者を定め委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

2 業務処理責任者は、この契約の他の条項に定めるもののほか、業務の管理及び統轄を行う権限を有する。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限（業務単価の変更、最低保証額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、第13条に係る事項並びにこの契約の解除に係るもの）のうち業務処理責任者に委任したものがあるときは、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

4 業務処理責任者と主任技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

(業務処理責任者等に対する措置請求)

第13条 委託者は、業務処理責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるとき又は主任技術者その他受託者の使用者若しくは第10条第2項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の処理につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示して、必要な措置を探るべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、業務担当員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示して必要な措置を探ることを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた

日から 10 日以内に受託者に通知しなければならない。

(業務処理状況報告)

第 14 条 受託者は、設計図書等に定めるところにより、業務処理状況について委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、次の各号に掲げる事実が生じたときは、その旨を直ちに委託者に報告し、その指示を受けなくてはならない。

(1) 業務の処理につき事故、又は第三者に損害が生じたとき。

(2) 業務の処理につき道路（道路付属物を含む。）を損傷したとき。

(3) その他業務の処理に支障を及ぼす事態が生じたとき。

3 受託者は、次の各号に掲げる事実が生じたときは、直ちに委託者と協議しなければならない。

(1) 設計図書等で定める以外の方法により業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

4 受託者は、前2項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、委託者にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(設計図書等の変更)

第 15 条 委託者は、業務の内容又は処理方法等の変更の必要があると認めるときは、当該変更の内容を受託者に通知して、設計図書等の内容を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、第 6 条別表に定める単価（以下「業務単価」という。）並びに第 7 条に掲げる最低保証額を変更することができる。

2 委託者は、前項の規定により設計図書等を変更したことにより、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託期間の変更及び業務の一時中止)

第 16 条 委託者は、必要と認めるときは、委託期間を短縮し若しくは延長し、又は業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により委託期間を変更又は業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、委託期間若しくは設計図書等を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による委託期間等の変更)

第 17 条 受託者は、天候の不良その他受託者の責めに帰すことができない理由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に委託期間の延長変更を請求することができる。

2 受託者は、天候の不良その他受託者の責めに帰すことができない理由により、指定部分に係る業務をその処理期限（以下「指定期限」という。）までに完了できないときは、その理由を明示して、委託者に指定期限の延長を委託期間の満了日までの範囲において請求することができる。

(委託者の請求による委託期間の変更等)

第 18 条 委託者は、特別の理由により委託期間を短縮又は延長する必要があるときは、受託者に委託期間の短縮変更又は延長変更を請求することができる。

2 委託者は、特別の理由により指定期限を短縮又は延長する必要があるときは、受託者に指定期限の短縮変更又は延長変更を請求することができる。

3 委託者は、前2項の場合において、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務単価の変更方法等)

第 19 条 業務単価又は最低保証額及び委託期間の変更については、委託者受託者協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者がその変更理由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め委託者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者受託者協議して定める。

(支給材料)

第 20 条 委託者が受託者に支給する材料及び物品（以下「支給材料」という。）の品名、数量、品質、規格又は引渡場所及び引渡時期は、設計図書等に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料の引渡しに当たっては、受託者の立会の上で行わなければならない。この場合において、受託者は、その品名、規格又は品質、数量等が設計図書等と異なるときは、直ちに委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、支給材料の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、受領書を委託者に提出しなければな

らない。

- 4 受託者は、引渡しを受けた支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 5 受託者は、支給材料をこの契約による業務以外の目的に使用してはならない。
- 6 受託者は、業務の完了、設計図書等の変更等によって不用となった支給材料を委託者に返還しなければならない。
- 7 受託者の故意又は過失により支給材料が滅失し、若しくは毀損し、業務の処理又はその残余の返還が不可能となったときは、受託者は自己の負担により代品を補填しなければならない。

(代替機械等)

第21条 受託者は、委託機械が滅失、破損、事故その他の理由により、業務に供することが不能となったときは、委託者の承認を得てこれに代わる機械（以下「代替機械」という。）を使用することができる。

2 前項の場合において、委託者は必要があると認めるときは、設計図書等を変更し、又は代替機械の業務単価を定めることができる。ただし、受託者の責めに帰すべき理由により委託機械の使用が不能となった場合の代替機械の業務単価については、その使用不能となった機械の業務単価を上限として、委託者が定める。

(設計図書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第22条 受託者は、業務の内容が設計図書等又は委託者の指示若しくは委託者受託者協議の内容に適合しない場合において、業務担当員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、修補に係る費用の一切は受託者の負担とする。ただし、当該不適合が委託者の指示若しくは委託者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りではない。

(一般的損害)

第23条 第27条第1項の規定による検査の完了前に、実施部分又は材料について生じた損害その他業務の処理につき生じた損害（次条第1項から第3項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第24条 業務の処理につき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該損害のうち委託者の指示、供与品等又は支給材料の性状その他委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。ただし、受託者が委託者の指示又は供与品等若しくは支給材料が不適当であること等委託者の責めに帰すべき理由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務の処理につき通常避けることのできない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該 第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務の処理につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

4 前3項の場合その他業務の処理につき第三者との間に紛争を生じた場合は、委託者と受託者は協力してその処理解決にあたるものとする。

(臨機の措置)

第25条 受託者は、災害、事故若しくは一般交通に対する危険等（以下「危険等」という。）を防止するため必要があると認められるときは、臨機の措置を探らなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受託者は、あらかじめ業務担当員の意見を聴かなくてはならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受託者は、その採った措置の内容を業務担当員に直ちに通知しなければならない。

3 業務担当員は、危険等を防止するため必要があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置を探ることを請求することができる。

4 受託者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を探った場合において、当該措置に要した費用は、委託者の負担とする。ただし、当該措置の原因となった危険等が、受託者の不適当な業務処理の方法又は過失等、その責めに帰すべき理由により生じたものであるときはこの限りではない。

(実績報告)

第26条 受託者は、第3条に定める期間が終了したとき、または部分払を請求するときは、速やかに当該業務の処理成果として、実績報告書に設計図書に定める図書等を添えて委託者に提出し、報告するものとする。

(検査等)

第27条 委託者は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その提出を受けた日から10日以内に受託者の立会の上検査を行い、業務の履行実績を確認し、委託料を第8条の規定により算出し、その額を確定し、受託者に通知するものとする。

2 受託者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務実施部分の完了とみなす。

(委託料の請求及び支払)

第28条 受託者は、前条第1項の通知を受けたときは、委託料の支払いの請求をするものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 委託料の支払場所は、石狩湾新港管理組合会計管理者の勤務の場所とする。

(部分払)

第29条 受託者は、第3条に定める期間が終了する前に、業務の処理の実績に相応する範囲内で委託料の部分払を請求することができる。

2 受託者は、前項の部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る各月の実績を確認し、請求するものとする。

3 前項の請求額については、第8条の規定により算出された月毎の実績額とする。ただし、委託料確定時以外の委託料の請求にあっては、月の履行実績に1時間未満の端数があるときは当該月の履行実績にその端数は含めないものとし、翌月の実績時間に加算するものとする。

4 実績の確認及び部分払金の確定については、第27条第1項の規定を準用する。

5 受託者は、前項において準用する第27条第1項の通知を受けたときは、部分払を請求できる。この場合において、委託者は当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 受託者が請求することができる部分払額は、第8条第2項による前払があった場合には、その金額を超えてのこととし、その請求額から前払金を差し引いた差額の範囲内とする。この場合の部分払相当額は、委託者受託者協議して定めるものとする。ただし、委託者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第6項中「部分払相当額」とあるのは、「部分払相当額から既に部分払の対象となった部分払相当額を控除した額」とするものとする。

(違約金等)

第30条 委託者の責めに帰すべき理由により、委託料の支払が第28条第2項若しくは前条第4項に規定する支払期限までになされなかったときは、受託者は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その委託料の額又は部分払金の額につき年2.5パーセントの割合で、委託者に遅延利息の支払を請求することができる。

(履行確認の遅延)

第31条 委託者がその責めに帰すべき理由により、第23条第2項（第25条において準用する場合を含む。）の期間内に履行確認をしないときは、その期限の翌日から履行確認をした日までの日数は、第23条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前条の規定を適用する。

(第三者による代理受領)

第32条 受託者は、委託者の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に第28条又は第29条の規定に基づく支払をしなければならない。

(部分払金の不払いに対する受託者の業務の中止)

第33条 受託者は、委託者が第29条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、あらかじめその理由を明示して、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の解除権)

第34条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なくして、業務の処理を行わないとき。

(2) 受託者の責めに帰すべき理由により、業務の履行が困難であると明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

- (4) 第36条第1項に規定する理由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受託者（受託者が中小企業組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合をいう。）であるときは、当該組合の構成員である組合員のいずれかを含む。また、受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（力に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 第34条の2 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第38条の2において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第38条の2において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかつたとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第38条の2において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかつたとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであつて当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかつたとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであつて当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかつた等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかつた場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であつて当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかつた等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があつたとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかつた等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は石狩湾新港管理組合財務規則（昭和53年規則第7号）第112条の規定による見積書の徵取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(6) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第35条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第34条及び前条の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第36条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。

(1) 委託者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

(2) 第16条の規定による中止期間が委託期間の2分の1に相当する日数（その日数が30日を超えるときは、30日）を超えたとき。

(3) 第15条の規定により設計図書等が変更されたことにより、最低保証額が3分の2以上減少したとき。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除したことにより生じた損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第37条 契約が解除された場合において、委託者は解除された日までの業務の処理実績について、その履行を確認し、確認された履行実績に対する委託料相当額を受託者に支払わなければならない。

2 解除された日において処理中の業務実施部分がある場合は、委託者は、当該業務実施部分を検査して検査に合格した既成部分の履行実績を確認し、解除された日までの検査に合格した業務実施部分の履行実績に対する委託料相当額を支払わなければならない。

3 前項の委託料相当額の算定は第8条第1項の規定を準用する。ただし、前項の場合において、第8条第2項の規定による前払金があったときは、当該支払済みの前払金額（第29条の規定による部分払いをしているときは、その部分払いにおいて償却した金額を差し引いた額）を第2項の確認された履行実績に対する委託料相当額と差引き精算するものとする。

4 前項の額が最低保証額に解除の日までの経過日数を委託期間の日数で除した値を乗じて得た額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に満たないときは、当該金額をもって委託料相当額とする。ただし、第34条及び第34条の2の規定により契約が解除された場合はこの限りでない。

5 委託料相当額の請求、支払については、第34条の規定を準用する。

6 受託者は、契約が解除された場合において供与品等があるときは、当該供与品等を委託者が定める期間内に委託者に返還しなければならない。この場合において、受託者の責めに帰すべき理由により供与品等を滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、受託者の負担において補填し、若しくは修理し、又は原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

7 受託者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、検査に合格した業務実施部分において使用された部分を除き、残余の当該支給材料を委託者が定める期間内に委託者に返還しなければならない。この場合において、受託者の故意又は過失により支給材料を滅失し若しくは毀損し、その残余の支給材料の返還が不可能となったときは、受託者の負担により代品を補填しなければならない。

（賠償等）

第38条 次の各号に該当する場合においては、受託者は、委託者が完了を確認した業務実施部分に係る委託料相当額の10分の1に相当する額の賠償金を委託者に支払わなければならない。

(1) 第34条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となつた場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 受託者は、業務の処理につき委託者の管理する道路（道路附属物を含む。）に損害を与えたときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委託者の指示又は委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

（不正行為に伴う賠償金）

第38条の2 受託者は、この契約に関して、第34条の2各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない委託料にかかる賠償金については、委託者が完了を確認した業務実績部分に係る委託料相当額が確定した都度、前項の規定を適用する。

3 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

（相殺）

第38条の3 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（秘密の保持）

第39条 受託者は、業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用者が、業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（管轄裁判所）

第40条 この契約について訴訟等の生じたときは、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第41条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者受託者協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書____通を作成し、委託者受託者両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和　年　月　日

委託者　　石狩湾新港管理組合
管理者 鈴木 直道 印

受託者　　特定除雪業務共同企業体

代表者
住所

氏名　　　　　印

構成員
住所

氏名　　　　　印

構成員
住所

氏名　　　　　印